

第 1 0 回成田市農業委員会総会議事録

平成 2 1 年 4 月 2 2 日

成 田 市 農 業 委 員 会

第 1 0 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 1 年 4 月 2 2 日 成 田 市 役 所 6 階 中 会 議 室 に お い て 開 催
委員定数 2 9 名

◎ 出 席 委 員 (2 8 名)

議長	小 池 利 道		
1 番	海 保 博	16 番	伊 藤 勝
2 番	越 川 富 治	17 番	石 井 賢 二
3 番	鈴 木 清	18 番	西 野 潤 志 郎
4 番	仲 山 綾 夫	20 番	岩 立 隆
5 番	菅 澤 一 郎	21 番	清 宮 茂 樹
6 番	龍 崎 文 雄	22 番	佐 久 間 勇
7 番	宇 佐 美 薫	23 番	岩 澤 貞 男
8 番	鵜 澤 惠 治	24 番	小 林 典 男
9 番	根 本 喜 久 治	25 番	吉 田 三 男
10 番	大 越 弘 一	26 番	大 里 操
11 番	荒 居 稔	27 番	秋 山 哲 也
12 番	金 岡 二 三 克	28 番	青 野 勝 行
14 番	宍 倉 日 出 夫	29 番	大 倉 富 重 雄
15 番	木 下 敏		

◎ 欠 席 委 員 (1 名)

13 番	石 原 輝 夫		
------	---------	--	--

(午後 3 時 3 0 分開会宣言)

議 長

これより第 1 0 回成田市農業委員会総会を開会いたします。

本総会の委員定数は 2 9 名で、本日の出席委員は 2 8 名、欠席委員は 1 名(1 3 番・石原輝夫委員)でございます。

議案の審議に入るに先立ちまして、平成 2 1 年 3 月 2 3 日、第 9 回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配布してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

3 月 2 7 日 (金) 千葉県農業会議通常総会・会長事務局長会議
於 千葉市 プラザ菜の花

出席者 小池会長、小鷹事務局長

3 月 2 8 日 (土) 成田市農業協同組合第四十四年度通常総代会
於 成田市農業協同組合本所

出席者 小池会長

4 月 8 日 (水) 全国農業新聞 全国情報会議

於 東京都文京区 椿山荘

出席者 小池会長、柿沼事務局長

4 月 1 3 日 (月) 運営委員会

於 市役所 4 階 4 0 2 会議室

出席者 小池、海保、佐久間、龍崎、
宍倉、鈴木、大里各委員

以上 7 名

4 月 2 0 日 (月) 第 1 小委員会

於 市役所 4 階 4 0 2 会議室

出席者 佐久間、小池、仲山、岩立、
大里、青野各委員 以上 6 名

次に、議事録署名人の指名を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 2 0 番 岩 立 隆 委員

2 3 番 岩 澤 貞 男 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案につきましては、

- 議案第1号 職員の異動の承認を求めるについて
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 買受適格証明願いについて
議案第6号 平成21年度第2次農用地利用集積計画の決定
について
議案第7号 専決処分の承認を求めるについて
議案第8号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動
計画（案）について

以上の8議案でございます。

それでは、去る4月20日に開催いたしました第1小委員会において、本総会に提出される議案につきまして事前審査を行いました結果について、佐久間第1小委員長よりご報告願います。

第1小委員長
(22番佐久間委員)

去る4月20日午後1時30分より402会議室におきまして、木下委員・吉田委員が所用のため欠席のほか、他の委員出席のもと第1小委員会を開催いたしました。本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。提出されました議案は8議案でございます。

まず、3ページの議案第1号、職員の異動の承認を求めるについてでございます。去る4月1日付けで職員の異動がありましたので総会において承認を求めるものでございます。採決の結果異議はございませんでした。

次に、4ページの議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。売買が3件、使用貸借権の設定が1件ございました。売買の2、3番の譲受人につきましては、同一人で新規就農農家に該当するため、小委員会にお呼びして面接調査を行いました。異議はございませんでした。その他につきましても、さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、7ページの議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。1件の申請と許可後の計画変更承認申請が1件ございました。いずれも関連しており、既に許可済の共同住宅建築に関して、事業区域を拡大して、共同住宅建築を1棟から2棟に変更したいとするものです。さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、10ページの議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定の許可後の計画変更承認申請が1件ございました。

- ① 使用貸借権の設定については、専用住宅を建築したいとするものです。
- ② 賃借権の設定の許可後の計画変更承認は成田新高速鉄道の工事に伴う、切廻し道路及び資機材置場用地としての一時転用期間を延長したいとするものです。

さしたる質問もなく、採決の結果異議はございませんでした。

次に、14ページの議案第5号、買受適格証明願いについてでございます。1件の申請がありました。千葉地方裁判所の競売に参加するためのもので、農地法第3条に基づく「買受適格証明願い」の申請です。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、15ページの議案第6号、平成21年度第2次農用地利用集積計画の決定についてでございます。利用権設定が13件、利用権設定の転貸が10件でございます。各筆の明細は18ページから23ページでございます。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、24ページの議案第7号、専決処分の承認を求めるについてでございます。4条の届出が3件、5条の届出が7件、転用事実確認証明の4条が1件、5条が2件、農地法第20条第6項の規定による通知が18件ございました。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

次に、34ページの議案第8号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてでございます。平成20年12月に農林水産省より新たな農地政策の方向につき「農地改革プラン」が公表され、農業委員会においては、その事務が的確に実施されることを確保するために「目標の設定、活動計画の策定」をするものです。さしたる質問もなく、採決の結果、異議はございませんでした。

以上、議案第1号から第8号についての小委員会の事前審査の結果でございます。本総会でのより一層の慎重審議をお願いいたしまして小委員会の報告といたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより議案の審議に入ります。3ページでございます。議案第1号、職員の異動の承認を求めるについてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(芝山主幹の挙手あり)

議 長

芝山主幹

事務局

それでは3ページをお開き願います。議案第1号、職員の異動の承認を求めるについて でございます。4月1日付けで人事異動がありました。農業委員会事務局職員につきましては、農業委員会等に関する法律第20条第3項に「職員は農業委員会が任免する」と定められておりますので本総会で承認を求めるものでございます。内容ですが、小鷹永規事務局長が3月末日をもちまして定年退職され、後任に柿沼廣経済部卸売市場長が事務局長として配属となりました。菱木一男主幹が企画政策部企画政策課主幹兼政策推進室長に転出され、新たに都市部都市計画課より荒井康夫主査が副主幹に昇格し農業委員会に配属となりました。農業委員会事務局の香取恭子主査が総務部行政管理課主査に、井上裕二主査が総務部総務課主査兼選挙管理委員会事務局書記兼任として転出されました。以上でございます。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第1号、職員の異動の承認を求めるについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第1号は承認されました。

(柿沼局長・荒井副主幹入室)

議 長

それでは、ただいまご承認をいただきました転入職員の紹介をお願いします。

事務局

柿沼局長・荒井副主幹を紹介

(柿沼局長・荒井副主幹、挨拶)

議 長

次に4ページでございます。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは4ページをお開き願います。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、譲受人である成田地区磯部の■■■さんが、譲渡人である磯部の■■■さんより、磯部の畑1筆 374㎡について、自宅に近く耕作に便利のため取得したいという申請でございます。本件は根本名川土地改良区の区域内であり、同土地改良区の差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

2番、譲受人である佐倉市王子台の■■■さんが、譲渡人である成田地区川栗の■■■さんより、川栗の畑3筆 3,142㎡について、農地を取得し新規就農したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

3番、2番と同一の譲受人である佐倉市王子台の■■■さんが、譲渡人である成田地区大室の■■■さんより、大室の田4筆 3,102㎡について、農地を取得し新規就農したいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。本件は成田用水土地改良区の区域内であり、同土地改良区より差し支えない旨の「意見書」が添付されております。

続きまして6ページをお開き願います。②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。この申請は農業者年金に関するものでございます。

1番、譲受人で子でもある大栄地区大沼の■■■さんが、譲渡人で同一世帯の父である■■■さんより、大沼の畑17筆 44,242㎡につきまして、使用貸借権の設定をしたいとして申請がなされたものです。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(大倉委員)

売買の2、3番については、新規就農者とのことですが、面接時の概要を教えてください。

事務局

新規就農者の栽培計画についてですが、川栗の畑では栗・柿等の果樹を栽培し、収量等が安定した際には四街道の知人である八百屋に販売したいとのこと。田においては水稻を栽培し、いずれはJA成田に出荷したいとのことでした。また、機械等は成田市内の親類より借り受け、さらに、農業経験が無いことから、周りの人の指導を受けながら進めて行きたいとのこと。

議長

私から補足いたします。本人は元公務員で現在は保険代理店を営まれているとのこと。また、規模拡大の計画は無いとのことでした。生まれは成田で農家に育ったことから、将来は農業経営をやりたいとの思いがあり、今回に至ったとのこと。

他にございませんか。

1番
(海保委員)

農地法第3条で農地を取得したにも係わらず、実際に耕作をしていない例があります。今後は3年間の耕作義務も踏まえて十分な指導を願いたいと思います。

議長

他にございませんか。

5番
(菅澤委員)

果樹を栽培する場合、周辺地権者の承諾は必要でしょうか。

事務局

果樹栽培は農地の転用等を伴いませんので、承諾は必要ございません。

議長

他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第2号は可決されました。

次に、7ページでございます。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは7ページをお開き願います。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について でございます。許可申請の1番と許可後の計画変更承認の2番につきましては、関連しておりますので一括説明させていただきます。本件のように転用事業計画者が「農地転用の許可」を受けた後に、当初計画の事業完了前に隣接農地に事業拡張する場合は、「許可後の計画変更承認申請」と「4条の許可申請」が必要となります。

1番、申請人は成田地区本三里塚の■■■さんです。本三里塚の畑7筆 977.84㎡に今回共同住宅を1棟追加建築するため、事業区域を977.84㎡拡大したいというものです。

8ページをお開き願います。当初、平成20年11月21日に千葉県印振指令第1784号-69で共同住宅1棟として1,231.95㎡で許可を受けましたが、この度977.84㎡を追加して共同住宅2棟分の用地、2,209.79㎡とするものでございます。申請場所は主要地方道成田松尾線を本三里塚方面に向かい、コスモ石油ガソリンスタンド先より本三里塚宮下東2号線に入り、約200m先で9ページに公図の写しを示してあります。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第3号は可決されました。

次に、10ページでございます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは10ページをお開き願います。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について でございます。使用貸借権の設定が1件、賃借権の設定が1件、その内許可後の計画変更承認が1件でございます。

①使用貸借権の設定でございます。

1番、譲受人で孫である大栄地区稻荷山の■■さんが、譲渡人で祖母である成田地区大室の■■さんが所有する飯岡の畑1筆 297㎡を使用貸借し、専用住宅を建築したいとしての申請でございます。申請場所は県道成田滑川線荒海十字路を右折し市道小泉荒海線に入り、成田市消防署飯岡分署脇に入り、約100m先の永福寺手前の右側で11ページに公図の写しを示してあります。

②賃借権の設定の許可後の計画変更承認でございます。

1番、譲受人である千葉市中央区の東鉄工業株式会社 千葉支店 執行役員支店長 佐々木喜久治さんが、譲渡人である堀之内の■■さんが所有する堀之内の田1筆 1,186㎡につきまして、成田新高速鉄道の工事に伴う、切廻し道路及び資機材置場用地として使用するため、農地法第5条により一時転用許可を平成18年9月19日付けで受けました。その後、平成21年1月9日に一時転用期間を平成21年3月31日まで延長承認を受けましたが、今回更に平成21年5月31日まで延長したいとしての計画変更承認申請でございます。なお、一時転用完了後は、速やかに農地へ復元する旨の「誓約書」が添付されております。申請場所は国道295号線を空港方面に向かい、交差点堀之内入口を左折して市道十余三里塚線に入り500m進み、T字路を堀之内線に入り、市道天神峰堀之内線を横断し、市道取香堀之内2号線を空港方面に向かった左側で、三角形の部分で13ページに公図の写しを示してあります。以上でござ

ございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第4号は可決されました。

次に、14ページでございます。議案第5号、買受適格証明願いについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは14ページをお開き願います。議案第5号、買受適格証明願いについて でございます。3条の証明願いが1件ございました。1番、成田地区北羽鳥の■■■さんですが、北羽鳥の畑1筆1,014㎡につきまして、千葉地方裁判所の競売に参加するため買受適格証明願いが申請されました。なお、申請地は農地法第3条により申請人が所有者と小作契約を結んでいる農地です。開札期日は平成21年5月27日です。また併せて、買受適格証明書の交付を受けた申請者が「売却決定」を受け、「売却決定通知書」を交付された買受人となり、農地法第3条許可申請書の提出があった場合には、当該証明書の交付時と事情が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議願います。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

1 番
(海保委員)

最低落札価格はいくらですか。

事務局

10 a 当たり 74 万円です。

22 番
(佐久間委員)

その価格は現在、小作契約が設定されていることを配慮しての価格ですか。

事務局

最低落札価格は裁判所が設定したものです。

議 長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第 5 号、買受適格証明願
いについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第 5 号は可決されました。

次に、15 ページでございます。議案第 6 号、平成 21 年度第 2
次農用地利用集積計画の決定について を提案いたします。

「農業委員会に関する法律」第 24 条議事参与の制限の規定によ
り、清宮茂樹委員は、暫時退席願います。

(21 番 清宮茂樹委員 退席)

議 長

事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

それでは 15 ページをお開き願います。議案第 6 号、平成 21 年
度第 2 次農用地利用集積計画の決定について でございます。成田
市長より農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により別紙のと
おり協議があったものです。設定状況の概略につきましては、17

ページの総括表によりご説明申し上げます。

1-1 利用権の設定でございます。いずれも賃借権の設定によるものでございます。契約期間3年のものは契約面積が26,254 m²、田13筆・4件、畑4筆・2件。契約期間4年7カ月のものは契約面積が5,350 m²、田4筆・2件。契約期間6年のものは契約面積が7,190.16 m²、田4筆・2件、畑3筆・1件。契約期間6年6ヶ月のものは契約面積が19,178 m²、田17筆・1件。契約期間10年のものは契約面積が4,914 m²、田3筆・1件です。合計契約面積は62,886.16 m²、田41筆・10件、畑7筆・3件で新規設定が19,178 m²、再設定は43,708.16 m²でございます。

2-2 利用権の設定の転貸でございます。今月は成田地区のみでございます。成田地区につきましては、財団法人成田市農業センターが、借り受けた農地を貸付するものでございます。今月は契約期間3年のものは契約面積が20,953 m²、田12筆・3件、畑3筆・1件。契約期間4年7カ月のものは契約面積が5,350 m²、田4筆・2件。契約期間6年のものは契約面積が4,190.16 m²、田3筆・1件、畑3筆・1件。契約期間6年6ヶ月のものは契約面積が19,178 m²、田17筆・1件。契約期間10年のものは契約面積が4,914 m²、田3筆・1件です。合計契約面積は54,585.16 m²、田39筆・8件、畑6筆・2件で、新規設定が19,178 m²、再設定は35,407.16 m²でございます。詳細につきましては、18ページから23ページまでの農用地利用集積計画の一覧表に示されているとおりでございます。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

27番
(秋山委員)

利用権設定に関連した、市の助成制度にはどのようなものがあるかを教えて下さい。

事務局

農地流動化助成金の概要ですが、貸人に対しては、新規設定で利用権の存続期間が3年以上6年未満の場合で3000円、6年以上10年未満の場合で5000円、10年以上で6500円となります。また、再設定で利用権の存続期間が3年以上6年未満の場合で1500円、6年以上10年未満の場合で3000円、10年以上で5000円となります。いずれも10a当たりの金額です。また、借人が認定農業者の場合には、借人に対しては、新規設定で利用権

の存続期間が3年以上6年未満の場合で2000円、6年以上10年未満の場合で5000円、10年以上で8000円となります。また、再設定で利用権の存続期間が3年以上6年未満の場合で2000円、6年以上10年未満の場合で3000円、10年以上で6000円となります。

また、この制度は成田地区の場合は財団法人成田市農業センター、下総地区についてはかとり農業協同組合、大栄地区の場合は財団法人千葉県水産振興公社を通しての契約となります。

22番 (佐久間委員) この制度を利用して農地を借りた場合は、減反も伴うこととなります。

議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、平成21年度第2次農用地利用集積計画の決定について を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。よって議案第6号は承認されました。

(21番 清宮茂樹委員 着席)

議長 次に、24ページでございます。議案第7号、専決処分の承認を求めるについて を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議長 柿沼事務局長

事務局 24ページをお開き願います。議案第7号、専決処分の承認を求めるについて でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。①4条の届出でございます。3件

の届出がございました。続きまして26ページをお開き願います。②5条の届出でございます。7件の届出がございました。続きまして28ページをお開き願います。③転用事実確認証明の4条でございます。1件ございました。続きまして29ページをお開き願います。5条でございます。2件ございました。続きまして30ページをお開き願います。④農地法第20条第6項の規定による通知でございます。今回は18件でございます。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく解約通知でございます。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、議案第7号、専決処分の承認を求めるについて を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。よって議案第7号は承認されました。

次に、34ページでございます。議案第8号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について を提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは34ページをお開き願います。議案第8号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について でございます。

平成20年12月に農林水産省より新たな農地政策の方向につき「農地改革プラン」が公表されました。これは、農地の確保及び農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築することを主眼に農地関係法を改める内容となっております。また、併せて、農業委員

会についてはその事務が的確に実施されることを確保するための条件整備について検証することとなり、その結果、本年1月に農林水産省経営局長より「農業委員会の適正な事務実施について」が通知されました。通知の概要はお手元の資料のとおりです。

今回は促進等事務に係る「目標の設定、活動計画の策定」の部分の内、「目標の設定、活動計画（案）」について承認をいただくものです。

35ページから37ページをお開き願います。「促進等事務」でございませう。1. 認定農業者等担い手の育成及び確保、2. 担い手への農地の利用集積、3. 耕作放棄地の解消につきましては、それぞれ、(1)で現状、課題及び平成23年度までの目標のうち、現状を記載してあります。(2)では平成21年度の目標及び活動計画を案として記載いたしました。(3)(4)については、地域の農業者等から意見聴取をもとに作成する予定でございませう。

続きまして38ページをお開き願います。4. 違反転用への適正な対応でございませう。(1)で現状、(2)では平成21年度の目標及び活動計画を案として記載いたしました。(3)(4)については、地域の農業者等から意見聴取をもとに作成する予定でございませう。

5. 農地パトロール、6 農地情報の整備と共有化でございませう。(1)では平成21年度の活動計画を案として記載いたしました。(2)(3)については、地域の農業者等から意見聴取をもとに作成する予定でございませう。

この計画案につきましては、本来ならば前年度末に案を策定するところですが、初年度ということで4月総会に提出させていただきました。今後の予定としましては承認をいただいた後、地域の農業者等に案を公開して意見をいただき、その意見を踏まえて案を修正し、6月総会で修正案の承認をいただいた後、国に報告することとなります。

なお、意見聴取は成田市農業青年会議所、大栄地区の大栄ファーマーズクラブ、下総地区の認定農業者会、並びに成田市農業委員会ホームページで意見を募集いたします。また、市農業委員会事務局、下総支所、大栄支所にも計画案・意見書を置き、意見を聞く予定でございませう。以上でございませう。

議長

事務局の説明でございましたが、ご意見、ご質問はございませうか。

27番
(秋山委員)

今回、認定農業者からも意見を聞くとのことですが、認定農業者制度について教えてください。

事務局

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域農業の将来を担う者として、市町村から認定された農業経営者及び法人です。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するために取るべき措置を記載した農業経営改善計画書を作成し、それが市町村の基本構想からなる基本モデルに沿ったものならば認定を受けることになります。

27番
(秋山委員)

認定農業者としての年齢制限は何歳ですか。

事務局

原則65歳以下とされております。しかし、本人の意欲と5年後の目標達成等が見込める計画であれば65歳以上でも可能です。

5番
(菅澤委員)

更新の際に従前の規模より縮小する例はあるのでしょうか。

事務局

計画はあくまで目標です。今迄の例では規模縮小の例は聞いたことはありません。目標所得が示されますので、経営面積はそれに連動すると聞いております。

16番
(伊藤委員)

意見聴取の方法を具体的に教えてください。

事務局

成田市農業青年会議所、大栄ファーマーズクラブ、下総地区認定農業者会におきましては、4月・5月に会合等がありますので、その席に出向いて協力依頼をする予定でございます。

議長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第8号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

議 長

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって議案第8号は承認されました。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
慎重審議、誠にありがとうございました。

(午後4時10分閉会宣言)